



## 【エコ東京 リユース回収サービス利用規約】

平成 30 年 4 月 10 日策定

### 第 1 条（総則）

- 1、本規約は、当社が提供する不用品リユース回収サービス（以下「本サービス」という。）をご利用頂くに際し、依頼者と当社との関係性を定めるものです。
- 2、依頼者は、本サービスの利用にあたり、本規約等に全て同意したものとみなします。

### 第 2 条（見積もり・注文による利用規約の適用）

当社は依頼者が本サービスを利用するにあたっての料金について事前に見積もりを行います。見積内容について依頼者が当社に対し、承諾、注文（発注）の意思表示を行った場合には、注文書等の書面の有無にかかわらず、本サービスに係る利用規約が成立します。

### 第 3 条（サービス内容）

- 1、依頼者の指示により、室内外に存する家財を、必要品と不用品に選別します（以下「選別作業」といいます）。
- 2、不用品について、当社の基準により査定を行い、当社基準により買取できるものについては、買取回収いたします。また、買取できないものでも、当社基準により回収可能なものについては、無償譲渡を受け回収いたします（以下「回収作業」といいます）。
- 3、回収作業後、当社の判断により、一定範囲を簡易清掃いたします。
- 4、当社の基準により回収できない不用品は、依頼者ご自身で処分をお願いします。
- 5、当社が回収した不用品はリユースにより処分いたします。

### 第 4 条（依頼者の義務）

- 1、依頼者は、本サービスを利用する対象物件の室内外に存する必要な動産等につき、当社が作業に着手する前までに、全て移設、または選別準備を完了させるものとします。
- 2、依頼者は、当社の回収作業後、依頼者本人および依頼者以外の第三者において疑義が生じたとしても、依頼者の責任で解決するものとし、当社に対して一切の異議を申し立てないものとします。
- 3、依頼者は、家財の中に、貴重品・高額品・危険物、その他特段の注意を要する物品がある場合には、当社が選別作業に入る前までに、具体的に特定して当社に申告するものとします。

### 第 5 条（買取）

- 1、買取した不用品の所有権は、当社に移転しますので、その処分方法について、依頼者は、一切の意義申し立てないものとし、またその返却もできないものとします。
- 2、当社は買取した不用品の代金について、第 7 条に定める本サービスに係る料金の支払いの際に、対価額にて相殺する方法により支払うものとします。

### 第 6 条（買取以外の不用品の無償譲渡）

- 1、買取以外の不用品及びその所有権については、建物（室内外）から不用品を搬出し、当社の運搬車両等の荷台へ移設した時点において、当社に無償にて譲渡（依頼者は所有権を放棄）するものとします。
- 2、無償譲渡された不用品の所有権は、当社に移転しますので、その処分方法について、依頼者は一切の異議申し立てをしないものとし、また、その返却を求めることもできないものとします。

### 第 7 条（支払い及び作業料金について）

- 1、依頼者は、本サービスに係る料金を、回収作業完了後 1 週間以内に一括現金、或いは弊社指定口座へ振り込みにて支払うものとします（法人は別途取り決めを行うものとします）。なお、支払い方法が振込の場合は、振込明細書の控えを以って領収書の発行に代えさせて頂くこと、また、振込手数料は依頼者の負担となることを依頼者は予め承諾するものとします。
- 2、見積書の詳細に付随する買取以外の不用品に示されている金額は「リユース目的による不用品の検品・修繕・修理・清掃等作業代」となります。

### 第 8 条（免責）

当社は、次の事由により依頼者に生じた損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 1、家財・家屋の欠陥・瑕疵・自然損耗
- 2、天災
- 3、依頼者による第 4 条の義務違反
- 4、当社の責めに帰すべからざる事由

### 第 9 条（損害賠償）

当社および依頼者は、その責めに帰すべき事由により、相手方に損害を負わせした場合、その損害を賠償するものとします。

### 第 10 条（個人情報）

個人情報の取り扱いについては、当社ウェブサイト (<https://www.ecotokyo.jp>) に掲載するプライバシーポリシーの定めるところによります。

### 第 11 条（依頼者の容認事項）

- 1、外回り（庭、バルコニー等）に大きな石、ブロック等が存する場合、それらは回収対象ではないこと。
- 2、庭等に存する植木鉢等の回収を行う場合、植物が土に根付いている場合は、植木鉢等の回収ができないこと。
- 3、室内の天井照明について、天井裏から直接配線されている照明については取り外しができないこと。
- 4、エアコンの取り外しがある場合で、エアコンの冷媒管等（以下「管等」という。）が隠蔽配管されている場合は、管等を建物内外に残すこと。
- 5、ガス機器の取り外しがある場合、ガス会社以外の取り外しが禁じられている機器の取り外しはできないこと。
- 6、見積もり【詳細】項目に無い物品等の回収作業については別途費用が発生すること。以下余白。